

総括基準（早期一部支払の実施について）

（総括基準）

東京電力から答弁書が提出された段階で、各損害項目について、当事者間に争いがないと認められる金額については、速やかに、一部和解案の提示を行うものとする。

（理由）

損害賠償の早期支払の実現は、被害者の早期救済に資することである。

そこで、和解仲介手続の序盤の答弁書提出時点において、争いのないことが判明した金額については、速やかに、一部和解案の提示を行うこととした。

以上